

議第6号

高島市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

高島市長 福井正明

---

高島市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線で働く保育および看護職員の処遇改善を図るため、高島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成26年高島市条例第11号）に規定する特殊勤務手当の種類および支給額の特例を定めるものとする。

(保育士等臨時手当の特例)

第2条 保育士等臨時手当は、保育所、認定こども園その他施設に勤務し、かつ、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき9,000円とする。ただし、1週間当たりの勤務時間が20時間以上で、かつ、職員本人が社会保険被保険者である者に限る。

(看護師等臨時手当の特例)

第3条 看護師等臨時手当は、高島市訪問看護ステーションに勤務し、かつ、看護師または准看護師免許を有する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき4,000円とする。ただし、1週間当たりの勤務時間が20時間以上で、かつ、職員本人が社会保険被保険者である者に限る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

(失効)

2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。